

改正

令和元年 8 月19日告示第148号

令和 3 年 3 月31日告示第78号

令和 5 年 1 月27日告示第12号

令和 6 年 3 月31日告示第126号

令和 7 年 3 月28日告示第79号

令和 8 年 3 月31日告示第87号

中野市空き家活用等事業補助金交付要綱

中野市空き家活用等事業補助金交付要綱（平成27年中野市告示第30号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年 4 月 1 日付け国住市第350号国土交通省事務次官通知）の規定に基づき、安全で安心な暮らしの確保及び定住を促進し、居住環境の改善及び地域の活性化を図るため、市内にある空き家の除却又は有効活用に資する事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 空き家バンク 中野市空き家バンク事業実施要綱（平成26年中野市告示第31号）第 2 条第 3 号に規定する空き家バンクをいう。
- （2） 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。ただし、店舗等の用途を兼ねる住宅で、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 以上のものを除く。
- （3） 老朽危険空き家 空き家のうち、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第 2 条第 4 項に規定する不良住宅と同等と市長が認めるものであって、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態又は適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるものをいう。ただし、空家等対策

の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第2項の規定による勧告をされた特定空家等を除く。

（4） 子育て世帯 補助金の申請日において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる世帯をいう。

（5） 居住誘導区域 中野市立地適正化計画（令和5年4月中野市策定）で定める人口密度の維持を図る区域をいう。

（成果の指標）

第3条 当該補助事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、空き家の改修等による定住者の増加及び除却による老朽危険空き家の減少とする。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

（1） 自らが所有する空き家で空き家バンクを利用して売却又は賃貸するに当たって実施する家財道具等の搬出及び処分並びに屋内及び屋外の清掃等を行う事業（以下「空き家活用事業」という。）

（2） 自ら居住する目的で購入又は賃借した空き家に係る改修工事を行う事業（以下「空き家改修事業」という。）。ただし、次のアからウまでに掲げるいずれかに該当する場合に限る。

ア 空き家が昭和56年6月1日以降に着工した木造住宅又はその他の住宅の場合

イ 空き家が中野市耐震改修等事業補助金交付要綱（平成31年中野市告示第121号。以下「要綱」という。）に基づく耐震診断士による耐震診断の結果、総合評点が1.0以上の既存木造住宅又は総合評点が1.0未満であった既存木造住宅で総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点を上回る耐震改修工事（これと同等に耐震性能が向上する工事と長野県建築物構造専門委員会で認められた工事を含む。）を当該交付申請前に行った場合若しくは当該事業に併せて行う場合

ウ 空き家が要綱に基づく耐震診断士による耐震診断の結果、倒壊の危険性がないと判断された既存その他の住宅又は倒壊の危険性があると判断された既存その他の住宅について行う耐震改修で、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項に規定する計画の認定を受けることのできる工事を当該交付申請前に行った場合若しくは当該事業に併せて行う場合

（3） 自らが所有する老朽危険空き家に係る除却工事を行う事業（以下「老朽危険空き家除却事業」という。）であって、次の要件を全て満たすもの

ア 解体工事対象物が存する土地の所有権登記名義人の全員から解体工事についての同意が得られていること。

イ 老朽危険空き家が共有物である場合は、所有権登記名義人の全員から補助対象経費に係る工事等についての同意を得られていること。

ウ 老朽危険空き家に所有権以外の権利が設定されていないこと。

エ 解体工事の施工業者が、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可（土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可に限る。）を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条の規定による解体工事業者の登録を受けた者であること。

2 前項に規定する事業を施工する者（以下「施工業者」という。）は、市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主でなければならない。

（補助事業者）

第5条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定めるものとする。

（1） 空き家活用事業 空き家及びその土地に係る所有権又は売却若しくは賃貸する権利を有する者（以下「所有者等」という。）

（2） 空き家改修事業 定住するため空き家を購入又は賃借した者で、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 転入して5年以内又は事業完了日から1年以内に転入する見込みであること。

イ 購入又は賃借した空き家の所有者等の親族でないこと。

（3） 老朽危険空き家除却事業 老朽危険空き家の所有権を有する者

（補助対象経費、補助金額等）

第6条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金額は、別表のとおりとする。ただし、他の補助金の交付対象となるものは除く。

2 補助金の交付は、第4条第1項に規定する事業ごとに同一の空き家に対して1回限りとする。

3 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（老朽危険空き家の事前調査等）

第7条 補助金の交付の対象となる者が、老朽危険空き家除却事業に係る補助金の交付を受けようとする場合は、当該空き家が老朽危険空き家に該当するかどうかについて、あらかじめ市長の判定を受けなければならない。

2 前項に規定する判定の申請は、中野市老朽危険空き家事前調査申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 現況写真（空き家を含む敷地全景 2 面以上）
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があった場合は、書類審査及び現地調査を行い、老朽危険空き家に該当するかどうかを判定し、当該申請をした者に通知するものとする。

4 前項の場合において、現地調査に代わる調査等により判定できる場合は、現地調査を省略することができる。

5 第 3 項の通知を受けた者は、同項の規定により市長が老朽危険空き家に該当すると判定したもののについて、当該通知のあった日の属する年度の翌年度までに次条の規定により老朽危険空き家除却事業に係る補助金の交付申請をするものとする。

（補助金交付の申請）

第 8 条 規則第 3 条の申請書は、空き家活用事業及び空き家改修事業においては中野市空き家活用等事業補助金交付申請書（様式第 2 号）によるものとする。

2 規則第 3 条第 5 号の要綱で定める事項は、次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 空き家活用事業
 - ア 対象物件の所在地
 - イ 事業着手の予定期日
 - ウ 施工業者
- (2) 空き家改修事業
 - ア 対象物件の所在地
 - イ 事業着手の予定期日
 - ウ 施工業者
 - エ 空き家の所有者等との関係
 - オ 子育て世帯の該当の有無
 - カ 居住誘導区域の該当の有無
- (3) 老朽危険空き家除却事業

- ア 対象物件の所在地
- イ 事業着手の予定期日
- ウ 施工業者
- エ 居住誘導区域の該当の有無
- オ 老朽危険空き家の形態

3 空き家活用事業における規則第3条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (2) 工事箇所の施工前の写真
- (3) 位置図
- (4) 空き家及び老朽危険空き家の使用状況報告書（様式第3号）
- (5) 空き家及びその敷地の全部事項証明書
- (6) 誓約書（様式第4号）
- (7) 施工業者の履歴事項全部証明書又は代表者の住民票
- (8) その他市長が必要と認める書類

4 空き家改修事業における規則第3条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (2) 工事箇所の施工前の写真
- (3) 位置図
- (4) 空き家及び老朽危険空き家の使用状況報告書（様式第3号）
- (5) 空き家及びその敷地の全部事項証明書
- (6) 誓約書（様式第4号）
- (7) 施工業者の履歴事項全部証明書又は代表者の住民票
- (8) 空き家の耐震性能が現行基準に適合していることを証する書類又は第4条第1項第2号に規定する耐震改修工事を行うことを確認できる書類（昭和56年5月31日以前に着工された空き家に限る。）
- (9) 当該空き家の配置図、各階改修計画平面図及び立面図等
- (10) 補助対象経費に係る工事の工程表
- (11) 空き家の共有者の同意書（様式第5号。共有者がいる場合に限る。）
- (12) 購入の場合は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）（以下「宅建業法」という。）

第35条の規定により宅地建物取引業者から交付される重要事項の説明等に関する書面及び同法

第37条の規定により交付される書面の写し

(13) 賃借の場合は、次に掲げる書類

ア 宅建業法第35条の規定により宅地建物取引業者から交付される重要事項の説明等に関する書面及び同法第37条の規定により交付される書面の写し

イ 確認書（様式第6号）

(14) 子育て世帯は、当該世帯であることを証する書類

(15) その他市長が必要と認める書類

5 老朽危険空き家除却事業における規則第3条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象経費に係る見積書の写し

(2) 工事箇所の施工前の写真

(3) 位置図

(4) 空き家及び老朽危険空き家の使用状況報告書（様式第3号）

(5) 老朽危険空き家及びその敷地の全部事項証明書

(6) 誓約書（様式第4号）

(7) 施工業者の履歴事項全部証明書又は代表者の住民票

(8) 老朽危険空き家の建物図面及び各階平面図又は建築確認申請図面の写し（現況の延べ面積と異なる場合又は確認申請図面により延べ面積の確認ができない場合は、市長が必要と認める書類）

(9) 補助対象経費に係る工事の工程表

(10) 老朽危険空き家の共有者の同意書（様式第7号。共有者がいる場合に限る。）

(11) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付条件）

第9条 規則第5条第6号の市長が必要と認める補助金の交付条件は、次に掲げるものとする。

(1) 空き家活用事業において、事業が完了した年度の翌年度から起算して5年以内に補助金の交付を受けた空き家に係る空き家バンクの登録が抹消とならないこと。ただし、空き家バンクを活用し、空き家に定住を希望する者に売却又は賃貸したことにより登録を抹消となった場合は除く。

(2) 空き家活用事業において、事業が完了した年度の翌年度から起算して10年以内に補助金の交付を受けた空き家を取り壊し、若しくは所有者等又は所有者等の親族が居住しないこと。

- (3) 空き家改修事業において、補助金の交付を受けた住宅に10年以上居住すること。ただし、補助事業者の責めによらない理由により、当該住宅に居住しなくなった場合を除く。
- (4) 当該住宅に居住した日から10年以内に他人に売却又は貸与しないこと。ただし、補助事業者の責めによらない理由により、当該住宅に居住しなくなった場合を除く。
- (5) 老朽危険空き家除却事業において、除却工事完了後の敷地及び建物等を、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。

(事業の変更等)

第10条 規則第5条第3号の承認を受けようとする場合は中野市空き家活用等事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第5条第3号の要綱で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金額に変更を及ぼさない補助事業に要する経費の配分の変更
- (2) 補助事業の成果に低下をもたらさない内容の細部の変更

(申請の取下げ)

第11条 規則第6条第1項の申請の取下げは、規則第4条第1項に規定する通知を受けた日から14日以内に提出して行うものとする。

(実績報告等)

第12条 空き家活用事業、空き家改修事業及び老朽危険空き家除却事業における規則第10条の実績報告書は、中野市空き家活用等事業実績報告書（様式第9号）によるものとし、提出期限は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

2 規則第10条第5号の要綱で定める関係書類は、次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 空き家活用事業

- ア 事業に要した経費の支払を証する書類
- イ 事業の実施状況を確認できる写真（着手前、工事中及び完了時の状況が確認できるもの）

(2) 空き家改修事業

- ア 事業に要した経費の支払を証する書類
- イ 事業に係る工事契約書等の写し
- ウ 当該空き家の配置図、各階しゅん工平面図及び立面図等
- エ 事業の実施状況を確認できる写真（着手前、工事中及び完了時の状況が確認できるもの）

オ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条又は第7条の2に規定する検査済証の写し（建築基準法第6条又は第6条の2に規定する確認済証の交付を受けた事業の場合）

カ その他市長が必要と認める書類

(3) 老朽危険空き家除却事業

ア 事業に要した経費の支払を証する書類

イ 事業に係る工事契約書等の写し

ウ 事業の実施状況を確認できる写真（着手前、工事中及び完了時の状況が確認できるもの）

エ その他市長が必要と認める書類

（補助金交付の請求）

第13条 規則第13条の規定による交付請求は、中野市空き家活用等事業補助金交付（概算払）請求書（様式第10号）により行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年7月3日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和元年8月19日告示第148号）

（施行規則）

1 この要綱は、令和元年8月19日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の中野市空き家活用等事業補助金交付要綱の規定に基づき受理した申請書に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日告示第78号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の中野市空き家活用等事業補助金交付要綱の規定に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則（令和5年1月27日告示第12号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 31 日 告示第 126 号）

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 5 号の改正規定は、令和 6 年 3 月 31 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の中野市空き家活用等事業補助金交付要綱の規定に基づき提出された請求書は、この要綱による改正後の中野市空き家活用等事業補助金交付要綱の規定により提出された請求書とみなす。

附 則（令和 7 年 3 月 28 日 告示第 79 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の中野市空き家活用等事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定する事業について適用し、同日前に交付決定した事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 3 月 31 日 告示第 87 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の中野市空き家活用等事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定する事業について適用し、同日前に交付決定した事業については、なお従前の例による。

別表（第 6 条関係）

事業名	補助対象経費	補助金額
空き家活用事業	家財道具等の搬出及び処分並びに屋内及び屋外の清掃等に要する経費	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額とし、10 万円を限度とする。
空き家改修事業	次に掲げる改修工事に要する経費。ただし、工事費が 20 万円以上のものに限る。 (1) 台所、浴室、便所、洗面所等の	補助対象経費の 3 分の 2 以内の額とし、80 万円（子育て世帯の場合にあっては、200 万円）を限

	改修工事 (2) 内装、屋根、外壁等の改修工事	度とする。 ただし、居住誘導区域内の空き家を改修する場合は、20万円を加算する。
老朽危険空き家除却事業	除却工事に要する費用（家財道具の撤去、運搬及び処分に要する費用を除く。）。ただし、工事費が50万円以上のものに限る。	次のいずれか少ない額。ただし、居住誘導区域外の老朽危険空き家を除却する場合は、100万円（居住誘導区域内の場合にあつては、200万円）を限度とする。 (1) 住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）第2第17項に規定する標準建設費等の除却工事費に基づき算出した額に5分の4を乗じて得た額 (2) 補助対象経費に5分の4を乗じて得た額

様式第 1 号（第 7 条関係）

中野市老朽危険空き家事前調査申請書

年 月 日

中野市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電 話

中野市空き家活用等事業補助金交付要綱第 7 条の規定による判定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、判定のため当該空き家の敷地に立ち入り、調査及び写真撮影することについて承諾します。

空き家の所在地	中野市
空き家の所有者又は共有者	住 所 氏 名

添付書類

- 1 位置図
- 2 配置図
- 3 現況写真（空き家を含む敷地全景 2 面以上）
- 4 その他市長が必要と認める

様式第2号（第8条関係）

中野市空き家活用等事業補助金交付申請書

年 月 日

中野市長 あて

申請者 住 所

氏 名

電 話

下記のとおり事業を実施したいので、中野市空き家活用等事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

事業の名称	
対象物件の所在地	中野市
事業の目的及び内容	
事業に要する経費	円
補助金申請額	円
事業着手の予定期日	年 月 日
事業完了の予定期日	年 月 日
施工業者	所在地 商号又は名称 電話番号 建設業許可 ☐ 大臣 ☐ 知事 号 解体工事業登録 知事 号
空き家の所有者等との関係	親族に該当する・親族に該当しない (いずれかに○印を付してください)
子育て世帯の該当の有無	該当する・該当しない (いずれかに○印を付してください)
居住誘導区域の該当の有無	該当する・該当しない (いずれかに○印を付してください)

添付書類

- 1 補助対象経費に係る見積書の写し
- 2 工事箇所の施工前の写真
- 3 位置図
- 4 空き家及び老朽危険空き家の使用状況報告書（様式第3号）
- 5 空き家及びその敷地の全部事項証明書
- 6 誓約書（様式第4号）
- 7 施工業者の履歴事項全部証明書又は代表者の住民票
- 8 空き家の耐震性能が現行基準に適合していることを証する書類又は第4条第1項第2号に規定する耐震改修工事を行うことを確認できる書類
- 9 当該空き家の配置図、各階改修計画平面図及び立面図等
- 10 補助対象経費に係る工事の工程表
- 11 空き家の共有者の同意書（様式第5号）

- 12 空き家改修事業であって購入の場合は、宅建業法第35条の規定により宅地建物取引業者から交付される重要事項の説明等に関する書面及び同法第37条の規定により交付される書面の写し
- 13 空き家改修事業であって賃借の場合は、次に掲げる書類
 - (1) 宅建業法第35条の規定により宅地建物取引業者から交付される重要事項の説明等に関する書面及び同法第37条の規定により交付される書面の写し
 - (2) 確認書（様式第6号）
- 14 空き家改修事業を行う子育て世帯は、当該子育て世帯であることを証する書類
- 15 老朽危険空き家の建物図面及び各階平面図又は建築確認申請図面の写し（現況の延べ面積と異なる場合又は確認申請図面により延べ面積の確認ができない場合は、市長が必要と認める書類）
- 16 老朽危険空き家の共有者の同意書（様式第7号）
- 17 その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第8条関係）

空き家及び老朽危険空き家の使用状況報告書

年 月 日

中野市長 あて

申請者 住 所
氏 名

補助対象の空き家及び老朽危険空き家の使用状況は、下記のとおり1年以上使用されていないことを報告します。

記

老朽危険空き家及び空き家の使用状況

年 月	経 緯
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

誓 約 書

年 月 日

中野市長 あて

申請者 住 所
氏 名

中野市空き家活用等事業補助金の補助金交付申請に当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 この補助金の交付申請の申請書及び関係書類の記載内容について事実と相違がなく、申請の要件を満たしております。
なお、報告内容に虚偽があった場合であって、補助金の交付の決定がされ当該補助金が交付されていないときは当該補助金の交付の決定を取り消すことに同意し、既に補助金が交付されているときは当該補助金を返還します。
- 2 補助対象事業の実施に当たり、同一の補助対象経費について重複して市の他の補助金の交付を受けておりません。
- 3 補助対象事業が完了した後の敷地及び建物等について適切に管理を行います。
- 4 補助事業の実施に当たり、次の同意を得ております。
 - (1) 空き家活用事業又は空き家改修事業を申請する場合にあっては、空き家が共有物であるときは、当該所有者等の全員からの活用又は改修についての同意
 - (2) 老朽危険空き家除却事業を申請する場合にあっては、解体工事の対象物が存する土地及び当該対象物の所有者等の全員からの解体についての同意
- 5 空き家を申請者が貸借している場合は、申請者が本補助金により改修又は整備した部分については、原状回復不要であるとの旨を双方で合意していることを誓約します。
- 6 補助事業の実施に当たり、関係法令、規則及びこの要綱の規定を遵守します。
- 7 補助事業の実施に当たり、審査のため、市で保有する情報を確認することについて同意します。
- 8 補助事業の実施に当たり、紛争等が生じた場合は、責任をもって解決し、市に対して仲裁を求めず、また、一切の損害を与えません。

同 意 書

年 月 日

共有者 住 所
氏 名
電 話

下記の所在地の空き家について、（申請者）が代表者として改修工
事を行うことに同意するとともに、中野市空き家活用等事業補助金交付要綱に伴う手続き
及び補助金の交付請求に関する全ての権限を一任します。また、補助事業の実施に当たり、
審査のため、市で保有する情報を確認することについて同意します。

記

所在地 中野市

様式第6号（第8条関係）

確認書

年 月 日

賃貸人 住 所

氏 名 様

賃借人 住 所

氏 名 ⑩

私が賃借している住宅について、下記のとおり住宅改修を行いたいので、承諾をお願いします。

また、賃貸借契約終了後の原状回復義務の免除についても承諾をお願いします。

記

1 住宅	名 称				
	所在地				
	構 造				
	面 積	1 階床面積	m ²	2 階床面積	m ²
2 改修の概要					
3 費用の負担等		※改修に要する費用は、全て賃借人が負担します。 ※改修に要する造作買取請求権を放棄し、賃貸借契約終了後の退去の際も改修に要した費用を賃貸人に一切請求しません。			

承 諾 書

上記について承諾します。また、改修後の原状回復義務について免除します。

※承諾に当たっての特記事項：

年 月 日

賃貸人 住 所

氏 名 ⑩

（注意）

- (1) 賃借人は本承諾書の点線から上の部分を記載し、賃貸人に2通提出してください。賃貸人は承諾する場合には本承諾書の点線から下の部分を記載し、1通を賃借人に返還し、1通を保管してください。
- (2) 承諾に当たっての特記事項があれば、記載してください。

同 意 書

年 月 日

共有者 住 所
氏 名
電 話

下記の所在地の老朽危険空き家について、（申請者）
が代表者として除却工事を行うことに同意するとともに、中野市空き家活用等事業補助金
交付要綱に伴う手続き及び補助金の交付請求に関する全ての権限を一任します。また、補助
事業の実施に当たり、審査のため、市で保有する情報を確認することについて同意します。

記

所在地 中野市

様式第8号（第10条関係）

中野市空き家活用等事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

中野市長 あて

申請者 住 所

氏 名

電 話 ()

年 月 日付け中野市指令 第 号で交付決定のあった事業を
下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認してください。

記

1 変更（中止・廃止）理由

2 変更内容

3 その他

様式第 9 号（第12条関係）

中野市空き家活用等事業実績報告書

年 月 日

中野市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

年 月 日付け中野市指令 第 号で交付決定のあった事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

事業の種類	
事業の成果	
事業に要した経費	
事業完了日	
補助金交付決定額	

添付書類

- 1 事業に要した経費の支払を証する書類
- 2 事業の実施状況を確認できる写真（空き家活用事業を実施した場合）
- 3 事業に係る工事契約書等の写し
- 4 当該空き家の配置図、各階しゅん工平面図及び立面図等
- 5 事業実施個所の状況を確認できる写真（着手前、工事中及び完了時の状況が確認できるもの）
- 6 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条又は第 7 条の 2 に規定する検査済証の写し（建築基準法第 6 条又は第 6 条の 2 に規定する確認済証の交付を受けた事業の場合）
- 7 その他市長が必要と認める書類

様式第10号（第13条関係）

中野市空き家活用等事業交付（概算払）請求書

年 月 日

中野市長 あて

申請者 住 所

氏 名

電 話 ()

年 月 日付け中野市指令達 第 号で（交付決定）補助金額の
 確定のありました中野市空き家活用等事業補助金を下記のとおり（概算払）請求
 します。

記

1 （概算払）請求額 円

2 振 込 先

金 融 機 関 名		店 舗 名	
口 座 種 別		口 座 番 号	
フ リ ガ ナ			
口 座 名 義			